平成３０年（フ）第５号
秋田市太平目長崎字井関66番地
破産者　舟木　貞子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５３号
横浜市西区浅間町５丁目387番地５　荻窪ビル201号、前住所横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目６番地10　朝日プラザ天王町602号
破産者　知野　国将
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８４号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平６番２―206号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目１番17―106号
破産者　和氣　康夫
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７４号
横浜市都筑区東山田２丁目20番20号　アダージョ東山田　103
破産者　福井　昭美
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２１号
横浜市泉区新橋町63番地１　緑園都市リルターラックスマンション弐番館103号
破産者　小宮　　学
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
神奈川県藤沢市大鋸1221番地の３　グリーンヒル101
破産者　鈴木竜一郎
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５号
横浜市戸塚区品濃町554番地５　ピースフルハウス105号
破産者　亀井都志子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番５―216号
破産者　飯田　照精
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４９号
静岡県伊豆の国市古奈507番地の１　プルミエール・Ｋ　２―Ｄ、前住所静岡県伊豆の国市古奈294番地の７
破産者　原田　　勝
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
静岡県駿東郡長泉町東野352番地の25
破産者　藤田　健次
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
滋賀県愛知郡愛荘町岩倉627番地４、前住所滋賀県彦根市正法寺町618番地１（104号）
破産者　安孫子知弘
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字引地399番地
破産者　植田　聖史
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第２５号
広島市安佐南区大塚西２丁目26番13号
破産者　楠木　晴子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
高知市鴨部上町８―20―１、住民票上の住所高知県土佐市高岡町乙214番地の３・４
破産者　津野　　志
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７５号
大分県由布市湯布院町川上2902番地３　ルムス湯布院Ⅲ104
破産者　森永　昭憲
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
宮崎県日南市大字楠原22番地　楠原団地第１アパート105号
破産者　松田めぐみ
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１１８号
宮崎県日向市大字富高285番地１　パンプキンハイツＢ棟202号
破産者　中岡　浩嗣
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部